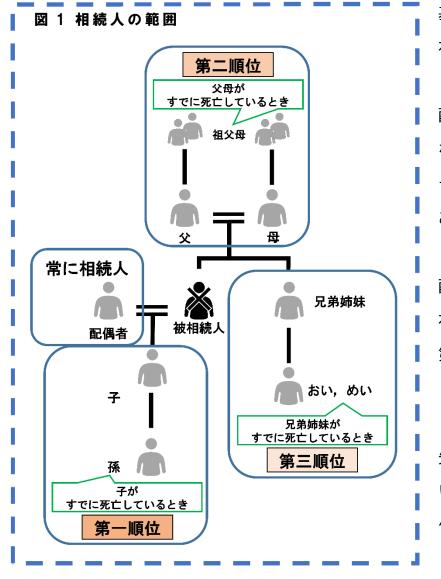
相続人の範囲について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

遺産分割手続を行うために、まず相続人を確定させる必要があります。



基本的な相続人の範囲は, 右図の通りです。

配偶者は、常に相続人となります。

そして,相続には順番が あります。

配偶者以外の相続人は, 右図の通り,第一順位⇒ 第二順位⇒第三順位となります。

先の順位に相続人がいない場合,あるいは先の順位の相続人が相続放棄をした場合,次の順位の相続人が相続をすることになります。

~新たな相続による広がり~

相続発生時の相続人が、遺産分割がなされないまま死亡すると、相続人の範囲が当初より広がることがあります(数次相続・再転相続)。

そのため、そうした場合には、さらなる相続人が存在しないかを確認する必要 があるため、死亡した相続人の連続した戸籍などの書類が必要となります。

具体例

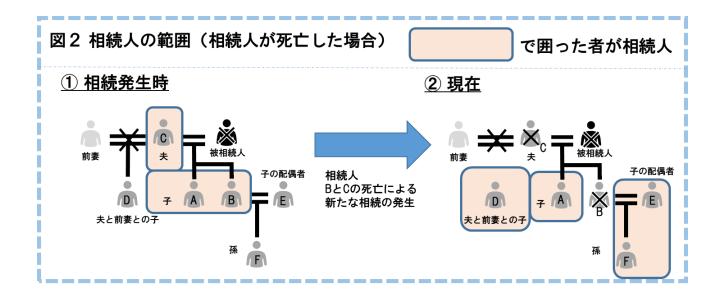


図2の①では、当初、被相続人の夫Cと子A、Bの合計2人が相続人でした。

遺産分割がなされないまま,相続人であった被相続人の夫Cと被相続人の子B が死亡したため,新たな相続(二次相続といいます)が発生し,相続人の範囲 が変わります。

図2の②では,

当初の相続人である夫Cについて、新たに相続が発生したため、Cの相続人である前妻との子Dが、新たに元の被相続人の相続人となりました。

また、当初の相続人であるBについても新たに相続が発生するため、Bの相続 人である配偶者Eと子Fも新たに相続人となります。 したがって、現在の被相続人の相続人は被相続人の子であるA、Bの配偶者であるE、Bの子であるF、そしてCと前妻との子Dの合計4人が相続人となります。

それぞれの場合で必要となる戸籍について述べると.

- ①の図の相続の場合、相続人を確定するために必要な戸籍は、
 - (1) 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
 - (2) 相続人であるA, B, Cの現在戸籍
- ②の図の相続の場合、相続人を確定するために必要な戸籍は,
 - (1) 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
 - (2) Cの出生から死亡までの連続した戸籍
 - (3) Bの出生から死亡までの連続した戸籍
 - (4) 相続人であるA, D, E, Fの現在戸籍

となります。

相続人を確定させるために

必要な出生から死亡までの連続した戸籍とは

相続人を確定させるためには、少なくとも被相続人の出生または 10 歳程度から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。

家督相続,分家,転籍,分籍,婚姻,あるいは法令などによる改製等によって 新たな戸籍がつくられるため,戸籍が複数に及ぶことになります。

そのため、一連の戸籍を揃えるためには、複数の自治体から取得する必要が出 てくることもあります。 連続した戸籍の取得には、死亡の記載のある戸籍から遡る方が容易でしょう。 戸籍には、その前の戸籍の本籍地及び筆頭者の記載がありますので、それを手 掛かりに取得することになります。

次の図の例では,

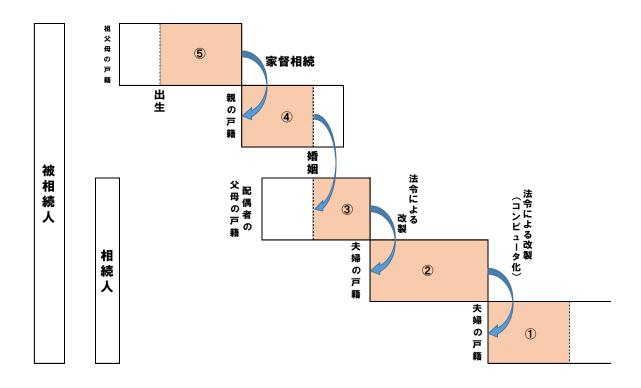
被相続人は,「⑤祖父母の戸籍」で出生した後,

父の家督相続によって、「④父母の戸籍」に入籍しました。

そして、被相続人は、婚姻によって「③配偶者の父母の戸籍」に入籍し、

その後、法令による改製によって、「②夫婦の戸籍」が作られました。

最後に、②の戸籍がコンピュータ化され、「①夫婦の戸籍」となりました。



上の図では、①⇒②⇒③⇒④⇒⑤という順で、連続する戸籍を確認します。

このように被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍をすべて確認することによって、被相続人の子の存在を確定することができます。